時			期	復旧・復興段階
X			分	産業・雇用
分			野	工業・商業
検	証	項	目	商業の再建等

				激甚災害法、阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律、
根拠	法令	事務[区分	旧中小企業事業団法、中小企業金融公庫法、国民生活金融公庫法、商工組合中央金庫法、
				中小企業近代化資金等助成法、関税定率法
執	行	主	体	国、県(自治事務) 市町(自治事務) 旧中小企業事業団、商工会議所等
財			源	国庫補助、阪神・淡路大震災復興基金等による補助あり。
扒			<i>//</i> 示	(「阪神・淡路大震災における国・県・市町の取り組み状況」を参照)
				震災後、商業(商店街・小売市場等)の早期復旧のため、実質無利子融資等による金
				融支援や、中小企業相談所の設置による各種相談支援、仮設店舗の設置に対する助成
				制度の創設などにより、事業者の商業再開に対する支援を行った。
				兵庫県は、平成7年8月、平成9年度までの3カ年間で、被災地の純生産を震災前の水準
				に回復させることを目標とする「産業復興3カ年計画」を策定した。震災から3年後の
概			要	平成9年度においては、純生産(建設業を除く。)が、101.7%となり、震災前の水準
15%			女	に回復したが、一部の地場産業や商業・サービス業等については、業種や地域、企業
			規模等により復興格差が見られる状況にあった。	
				中小・零細企業の復旧・復興が遅れている要因としては、被災事業者への個別対策が
				全て「貸し付け」制度であり、事業者にさらに「負債」を負わせたこと、二段階都市
				計画の導入により、土地区画整理事業、市街地再開発事業の事業計画決定が遅滞し、
				商圏人口の回復が遅れていることなどが指摘されている。

阪神・淡路大震災における取組内容とその結果

阪神・淡路大震災に対して取った措置

《金融支援》

国

激甚災害指定による特別措置[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務 局,p33]

- ・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- ・中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還期間等の特例
- ・事業協同組合等の施設の災害復旧事業費に対する補助
- ・中小企業者に対する資金の融通に関する特例

阪神・淡路大震災に対処するための特別財政援助及び助成に関する法律(平成7年3月)[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局,p35-36]

- ・商店街振興組合等の共同施設について、2分の1の国庫補助を行うこととした。
- ・事業協同組合等の共同施設の災害復旧事業について、販売施設を対象に追加するとともに、2分の 1の国庫補助を行った。

中小企業信用保険法の特例措置[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務 局,p35]

- ・中小企業信用保険法における普通保険(2億円) 無担保保険(2,000万円) 特別小口保険(500万円)について、限度額の別枠設定。
- ・普通保険のてん補率を70%から80%に引き上げ。
- ・保険料率を次に引き下げ。普通:0.57% 0.41%、無担保:0.46% 0.29%、特別小口:0.33% 0.19%)

「中小企業災害復旧資金貸付制度」の充実強化(政府系中小企業金融機関)[『阪神・淡路大震災における行政の対応と都民生活復興の課題』東京都政策報道室調査部,p203]

・中小企業災害復旧資金貸付制度について、以下の措置を講じた。

・融資対象者: 事業所などに直接被害を受けている中小企業者

・利率の引下げ : 当初3年間 2.5% 2.5%

4・5年目 4.15% 3.0% 6年目以降 4.9% 3.6%

・限度額の引上げ:1,000万円 3,000万円

・貸付期間の延長:10年(据置2~3年) 15年(据置5年) ・取扱期間: 平成7年1月20日~平成8年7月31日(貸付分)

(本格的な復興を支援するための当制度の拡充)

・融資対象者: 震災により被害を受けている中小企業者

・利率の引下げ: 4.9% 3.4%

・限度額の引上げ:国民金融公庫 3,000万円 6,000万円

中小企業金融公庫 1億5,000万円 3億円

・貸付期間の延長:設備10年(据置2年) (設備15年(据置2年)) ・取扱期間 : 平成7年5月22日~平成8年7月31日(貸付分) 資料)以上すべて「平成8年度 商工部の概要」兵庫県商工部

政府系中小企業金融機関の災害復旧貸付にかかる利子補給((財)兵庫県中小企業振興公社事業)

[『阪神・淡路大震災における行政の対応と都民生活復興の課題』東京都政策報道室調査部,p203] ・政府系中小企業金融機関が実施している災害復旧貸付制度融資利率を軽減するため、県が(財)兵 庫県中小企業振興公社に貸付(無利子)し、金利軽減のため基金を造成し、借入者へ利子補給を 実施した。

・対象者: 政府系中小企業金融機関の災害復旧貸付(直接被害者に対する貸付)

・利子補給対象融資限度額:3,000万円・利子補給期間:3年間

・利子補給率 : 0.5% (3.0% 2.5%)

資料)以上すべて「平成8年度 商工部の概要」兵庫県商工部

中小企業金融公庫等の災害復旧制度の融資条件の改善[『農業白書(平成7年版)』農林水産省,p356] ・農林水産省は、食料品等の製造業者、販売業者等に対して、中小企業金融公庫等の災害復旧貸付制度の融資条件を改善し、長期・低利資金(貸付期間15年以内、当初3年間の金利3.0%(利子補給により2.5%)等)の措置等についても講じた。

《物流・貿易》

国内における物流確保のために、以下の規制を講じた。

- ・中国自動車道は、国内における東西物流確保のため仮復旧による暫定開通を行い、損壊の著しい 宝塚高架橋で「間欠交通」を行った。[宮内昭征「都市間高速道路の交通の確保について」『交通 工学 Vol.30増刊号』交通工学研究会,p141-144]
- ・県からの生鮮食料品の陸上輸送ルートの確保の要請を受け、4月28日施行の新交通規制において、 復興票章の交付対象に追加した。[『阪神・淡路大震災における行政の対応と都民生活復興の課題』 東京都政策報道室調査部,p193]
- ・建設省(当時)は、被災住民に緊急救援物資を運搬する車両について、各県が発行する証明書を 所有する場合、有料道路の料金を免除した。また、神戸市内の多くの道路が通行不能なため、代 替道路として通行せざるを得ない以下の道路区間を通行する一般車両の料金を免除した。阪神高 速北神戸線(藍那ランプ - 伊川谷JCT間(片側通行)) 第二神明道路(伊川谷IC - 須磨IC 間) 西神戸有料道路、六甲有料道路。[『阪神・淡路大震災調査報告書総集編』阪神・淡路大震災編 集委員会,p179]

救援物資に対する税関手続き上の特別措置についての関税等を免除する特別措置(関税定率法第15条)について、その措置及び手続きについて十分周知するとともに、提出書類を省略する等の

免税手続きを含め、簡易な通関を認めて最優先で処理し、円滑に実施した。[『阪神・淡路大震災調査報告書総集編』阪神・淡路大震災編集委員会,p176]

震災により神戸港の港湾施設が深刻な打撃を受け、国際物流に影響が及びつつあることを考慮し、 国民生活の安定を図るため、大蔵省(当時)においては、当面の緊急対策として、以下の5項目を 実施した。[『阪神・淡路大震災調査報告書総集編』阪神・淡路大震災編集委員会,p176]

- ・休日も平日と同様に税関手続きに関するコンピュータシステムを稼働し、通関業務を実施した。
- ・保税地域において被災した貨物の関税等の減税又は戻し税(関税定率法第10条)の申請手続きを 簡素化し、損傷認定の簡易化を図るなどの措置を実施した。
- ・従来、神戸港において輸出入されていた貨物が他港にシフトされることに伴い、当該他港において緊急に必要となる外国貨物の蔵置場所について、その許可手続きを簡素化、迅速化した。
- ・神戸税関に提出されていた関税等の納期限延長用の未利用の担保を他の税関でも利用できることとした。
- ・被災に伴って、税関手続きに関して緊急に相談を要する貿易業者等のために、相談窓口を設け、 休日も対応した。

《その他》

中小企業関係緊急連絡本部等の設置 (平成7年1月) [『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局,p89]

- ・阪神・淡路大震災により、多数の中小企業に甚大な被害が発生していることから、中小企業庁、中小企業関係機関から構成する「中小企業関係緊急連絡本部」を平成7年1月18日に設置し、 阪神。淡路大震災による中小企業の被害状況を迅速かつ的確な把握、 事業資金の融資に関する相談など当面の緊急措置の検討、 今後の復旧・復興支援措置の検討、 その他の必要な措置の検討を行うこととした。
- ・また、被災地などに所在する中小企業等の行う事業を所掌する関係省庁が、相互に情報・意見交換など密接な連携を図り、それぞれにおいて効率的な対策を実施するため、平成7年2月6日に「関係省庁中小企業対策連絡会議」を設置し、被災中小企業者の事業の早期再開など、その復旧・復興に関する支援策の検討を行った。

(財)阪神・淡路産業復興推進機構への支援(平成7年12月)

- ・県、神戸市をはじめ被災地域各市町、経済界等の協力のもと平成7年12月に設立された(財) 阪神・淡路産業復興推進機構への財政支援に、1億4,800万円(平成7年度)の予算措置を行った。 ・(財)阪神・淡路復興推進機構の主な実施事業は、以下のとおり。
- (1) 重点プロジェクトの実現に向けた調査・研究

外国企業の立地促進調査

復興計画の先導プロジェクトの総合調整

神戸東部新都心や尼崎臨海西部などの地域産業振興方策の調査・研究

震災地区産業高度化システム開発実証事業

ひょうご百名所づくり事業

(2)セミナー・イベント

内外企業の誘致・投資促進セミナー 地域の既存産業の高度化・体力強化

復興の起爆剤となるイベントの展開

(3)情報収集・発信

復興情報番組等の企画

産業復興フォローアップ調査(企業アンケート調査等)

機関誌「産業復興」の発行

連絡会議の開催[『阪神・淡路大震災調査報告書総集編』阪神・淡路大震災編集委員会,p186]

・被災地の経済復興状況と復興対策の展開等に関して、地元の経済界と阪神・淡路復興対策本部事務局との一層の意志疎通を図るため、連絡会議を開催することとした。平成8年6月20日の第1回会議では、神戸経済の復興の現状について、平成8年9月9日の第2回会議では神戸港の復興について、

平成8年11月22日の第3回会議では集客・観光関連産業の復興について、平成9年3月11日の第4回会議では小売商業の復興とまちづくりについて、それぞれ意見交換を行った。

阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果

《金融支援》

災害復旧高度化資金の貸し付け実績は、下表のとおり。[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・ 淡路復興対策本部事務局,p248]

(単位:件・百万円)

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	合計
件数	11	8	13	12	7	5	2	3	1	62
金額	537	577	9,595	9,078	1,774	1,013	275	546	272	23,667

災害復旧貸付の貸付実績は、下表のとおり。[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局,p242]

(単位:件·百万円)

							· IT [[] /]] /
		7年 3月末	8年 3月末	9年 3月末	10年 3月末	11年 3月末	合計
	件数	916	2,148	432	64	13	3,573
中小企業金	(激甚)	360	224	34	10	2	630
融公庫	金額	52,343	130,695	30,185	5,668	484	219,375
	(激甚)	4,965	4,884	795	263	40	10,947
	件数	10,069	8,277	1,997	1,107	826	22,276
国民	(激甚)	7,976	5,847	1,742	1,045	807	17,417
金融公庫	金額	69,724	72,743	24,096	9,969	8,597	185,129
	(激甚)	52,905	45,500	15,531	9,230	8,416	131,582
	件数	604	662	120	48	19	1,453
商工組合	(激甚)	68	34	6	1	0	109
中央金庫	金額	34,810	62,004	13,355	10,025	2,264	122,458
	(激甚)	1,303	733	157	30	0	2,223
	件数	11,589	11,087	2,549	1,219	858	27,302
合計	(激甚)	8,404	6,105	1,782	1,056	809	18,156
	金額	156,877	265,442	67,636	25,662	11,345	526,962
	(激甚)	59,173	51,117	16,483	9,523	8,456	144,752

(注)(激甚)とあるのは、閣議決定及び激甚災害の指定に基づく貸付である。

県 《金融支援》

「緊急災害復旧資金」の創設[『阪神・淡路大震災における行政の対応と都民生活復興の課題』東京都政策報道室調査部,p203]

・兵庫県及び神戸市は、阪神・淡路大震災により、り災し、事業活動に支障が生じている中小企業 者を支援するため、緊急災害復旧資金を創設した。

(創設当初)

・融資対象者:市町長が発行する事業所の建物の「り災証明」を受けた中小企業者等

・融資条件 :・限度額 企業5,000万円 (組合1億円)

(うち運転資金 企業3,000万円、組合6,000万円)

・利率 2.5%

・期間 10年(据置3年)

・取扱期間 : 平成7年2月15日~平成7年7月31日(実行分)

(融資対象者の拡大措置後)

・融資対象者(拡大分): 県が実施する緊急災害復旧資金の対象とならない中小企業者で、地震の影響で経営の

安定に支障が生じており、売上額が減少(見込み)する者。

・限度額 : 2,000万円 ・利率 : 2.8%

・期間 : 5年(据置1年)

・取扱期間: 平成7年2月15日~平成7年7月31日(実行分)

・申込先: 県融資制度取扱金融機関

資料)以上すべて「平成8年度 商工部の概要」兵庫県商工部

○緊急災害復旧資金にかかる利子補給(復興基金事業)

・県・神戸市で創設する緊急災害復旧資金借入れに対する利子補給を実施した。

・対象: 事業所の建物が全・半壊した者

・利子補給対象限度額:2000万円(政府系中小企業金融機関の災害復旧貸付制度とあわせ

た融資額のうち、2,000万円以下の部分)

・利子補給期間 : 3年間(市民税の法人税割及び所得割が課税されていない等の企

業は、最大7年間延長(要申請)

・利子補給率 : 2.5% (2.5% 0%)

○緊急災害復旧資金にかかる利子補給

・緊急災害復旧資金にかかる利子補給(復興基金事業)の平成7年度末実績は、24,743件、4,014,618 千円。

政府系中小企業金融機関の災害復旧貸付にかかる利子補給(復興基金事業)

・被災した中小企業者の政府系中小企業金融機関(中小企業金融公庫、国民金融公庫、商工中金) 借入れに対する利子補給を実施した。[『阪神・淡路大震災における行政の対応と都民生活復興 の課題』東京都政策報道室調査部,p203]

: 政府系中小企業金融機関の災害復旧貸付を受けている者のうち事業所の建物が全・

半壊した者

・利子補給対象融資限度額:2,000万円(県・神戸市の緊急災害復旧資金融資制度とあわせた融資額のうち、2,000

万円以下の部分)

•利子補給期間 : 3年間

・利子補給率 : 2.5% (2.5% 0%)

資料)以上すべて「平成8年度 商工部の概要」兵庫県商工部

中小企業設備近代化資金等の新規借入金にかかる償還期間の延長[『阪神・淡路大震災における行政の対応と都民生活復興の課題』東京都政策報道室調査部,p204]

・対象者 : り災した中小企業者で、設備近代化資金等の対象業種を営む者

·償還期間:近代化資金 現行5年(据置1年) 7年(据置1年)

設備貸与(一般割賦) 現行4.5年(据置6月) 6.5年(据置6月)

資料)以上すべて「平成8年度 商工部の概要」兵庫県商工部

既往債務の負担軽減の実施[『阪神・淡路大震災における行政の対応と都民生活復興の課題』東京都政策報道室調査部,p204]

県中小企業融資制度の償還期間の延長

・県中小企業融資制度の融資残高を有し、地震によるり災のため、返済資金の調達が困難な中小企業者等に対し、1年間の返済猶予を実施。

中小企業設備近代化資金等の償還免除・猶予

・地震により、貸付(貸与)対象設備が滅失した中小企業者に対して償還免除を実施。 政府系中小企業金融機関の既往債務の負担軽減

・個々の企業の実状に応じて、弾力的な取扱を実施。

旧中小企業事業団の中小企業高度化融資の償還期限の延長

・償還期限を3年以内(他の激甚災害について2年以内)に延長。

資料)以上すべて「平成8年度 商工部の概要」兵庫県商工部

復興市街地再開発商業施設等入居促進事業

[兵庫県市街地整備課ホームページ (http://web.pref.hyogo.jp/sigaichi/index.htm)]

・阪神・淡路大震災の被災地における市街地再開発事業によって建設された施設建築物の保留床等について、店舗等として取得するため資金融資を受ける方及び店舗等として賃借する方に対して、財団法人阪神・淡路大震災復興基金から利子補給や家賃補助を行い、商業の活性化と事業の円滑な推進を図った。

消費生活協同組合設備資金制度貸付制度の拡充[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p198]

- ・現行の消費生活協同組合設備資金貸付制度に震災特例措置を講じ、貸付枠を8億5,200万円に拡大し、利率を2.5%(現行5%)に引き下げるとともに、消費生活協同組合対策資金(運転資金対象)についても、利率を2.5%(現行4.5%)に引き下げた。
 - 中小商業活性化基金助成事業の拡充[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p200]
- ・商店街・小売市場が活性化に取り組むことを支援するため、県中小企業振興公社が実施している中小商業活性化基金助成事業では、被災した商店街・小売市場が復興のために計画策定やイベント等を実施する場合、その経費の一部を通常の場合よりも20%増額した助成を行った。

《相談支援》

中小企業相談所の設置(平成7年1月)[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p191-192]

- ・1月23日、被災事業者の事業再開等に関する各種相談に総合的かつ機動的に対応するため、国、県、市町、商工会議所等関係団体が一体となって運営する「中小企業総合相談所」の設置を決定した。
- ・1月24日、国(中小企業庁、近畿通産局) 関係市町、政府系中小企業金融機関(国民金融公庫、中小企業金融公庫、商工中金、環境衛生金融公庫) 旧中小企業事業団、中小企業振興公社、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、信用保証協会、火災共済協同組合、技術士会、中小企業診断協会など多数の行政機関、関係団体等から相談員の派遣を求めた。
- ・1月25日、神戸地域は神戸市産業振興センター内に、阪神地域は西宮商工会館内に、淡路地域は津 名町商工会館内にそれぞれ開設する運びとなる。各関係機関から職員の派遣を受け、神戸地域で は34人、阪神地域は 11人、淡路地域10人での相談体制で業務を開始した。
- ・1月26日、法律相談や税務相談にも対処できるよう大阪弁護士会、近畿税理士会に派遣を要請し、 ボランティアでの協力を受けた。
- ・相談所開設当初の窓口開設日は3カ所共に土・日・祝日を含む毎日体制で相談に応じる。その後、 淡路地域は2月15日から、阪神地域は4月1日から、神戸地域は4月27日から平日のみの開設へと変 更した。
- ・淡路地域は2月15日~4月9日、阪神地域は4月1日~4月26日の期間、移動による巡回相談所を実施した。
- ・淡路地域は4月10日から淡路県民局へ、神戸地域および阪神地域は4月27日から震災復興総合相談センター及び阪神県民局へそれぞれ相談所を移設した。

復興支援チームの設置[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p199-200]

・2月23日、被災各市町の商業関係担当課長をメンバーとする県・市町商店街・小売市場復興推進協議会を設置。商店街・小売市場の早期復興を支援するため、情報交換するとともに、市・町、商工会、商工会議所、県(商業観光課、県立中小企業総合指導所)旧中小企業事業団の担当者による商店街・小売市場復興支援チームを派遣した。

《産業復興に関する検討》

産業復興会議の設置(平成7年2月~)[『阪神・淡路大震災-兵庫県の1年の記録』兵庫県,p339-340]

- ・復興計画の策定や復興事業の推進にあたって広く有識者からの意見・提言を得るため、分野別に 復興県民会議を設置した。
- ・設置された会議は、次のとおり。 産業復興会議(2/5設置)。 ひょうご住宅復興会議(2/16 設置)。 外国人県民復興会議(2/17)。 保健医療福祉復興県民会議(2/23)。 兵庫県生涯学 習審議会(従前より設置)。 新しい家族と地域のネットワーキング会議(3/4設置)。 男女共 生のまちづくり推進会議(2/22設置。母体は県立女性センター) 食品産業振興連絡調整会議 (4/20設置。兵庫県食品産業協議会が推進団体)。
- 「産業復興計画」の策定(平成7年6月)[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局,p85-86]
- ・産業復興会議により、平成7年6月30日に産業復興計画が示され、これがその後地方公共団体によって策定される様々な産業の復興計画のベースとなった。
- ・産業復興計画では、阪神・淡路地域を中心とする産業の復興について、一日も早い既存産業活動の復旧・復興を図り、かつ、21世紀の成熟社会を見据えた新たな産業構造の構築を目指し、被災地の産業界、行政、学界等が産業復興に対する共通認識を持ち、一致協力して復興に取り組むこ

とを目的としている。

・また、復旧・復興段階に応じて、時間軸に沿った機敏かつ適切な復興対策を講じるため、中期・ 長期目標を設定し、それぞれに対応した課題を検討の上、連続性、整合性のある方策を展開する ものとしている。

「産業復興3カ年計画の策定」(平成7年8月31日)[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局、p86]

・兵庫県では、平成7年7月31日に策定した「阪神・淡路震災復興計画」のうち、産業の復興に関連する具体的な実行計画として、 平成9年度までの3カ年間で、被災地の純生産を震災前の水準に回復させること、 新たな産業構造の構築等による本格的な産業復興を実現するための基礎固めを行うことを目標とした「産業復興3カ年計画」を平成7年8月31日に策定した。

「産業復興支援充実策」の策定(平成9年10月3日)[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局、p87-88]

- ・平成9年8月、阪神・淡路復興対策本部事務局は、産業復興に関する各省庁(課長クラス)並びに 兵庫県、神戸市の実務担当者(部・局長クラス)からなる「産業復興実務者会議」を設置した。
- ・産業復興実務者会議においては、兵庫県、神戸市及び神戸商工会議所が協力して、詳細な実態調査を実施するとともに、並行して、各業界から提出された要望事項を詳細に検討し、被災地における産業別の復興支援ニーズを整理し、産業復興支援のための施策について検討を行った。
- ・この検討結果を踏まえ、平成9年10月3日に、兵庫県、神戸市が産業復興支援の基本的考え方及び 具体策を「産業復興支援充実策」として取りまとめた。

「阪神・淡路震災復興計画推進方策」の策定(平成10年)[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局,p88]

- ・兵庫県は、「阪神・淡路震災復興計画」のより効果的、かつ、着実な推進を図り、創造的な産業復興を成し遂げることを目的として、震災後の3カ年の取り組みと成果を検証し、平成10年3月末、今後の取り組みの指針として、「阪神・淡路震災復興計画推進方策」を取りまとめた。 緊急経済・雇用対策会議の創設(平成10年)[『阪神・淡路大震災復興誌(第4巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会、p450-451]
- ・兵庫県は、平成10年に行政が展開する経済・雇用対策の検証を行うとともに、具体的な追加措置 を行政側に展開する「政策機関」として、地元経済界、労働団体、県・神戸市などで構成する「緊 急経済・雇用対策会議」を創設した。

《その他》

- ○(財)阪神・淡路産業復興推進機構の設置(平成7年12月)
- ・産業復興プロジェクトの実現に向けた調査及び研究並びに各種セミナー、イベント等の企画及び 運営などを行うことにより、阪神・淡路大震災により疲弊した被災地域の産業復興の早期実現を 図ることを目的として、県、神戸市をはじめ被災地域各市町、経済界等の協力のもと(財)阪神・ 淡路産業復興推進機構を平成7年12月25日に設立した。
- ・また、県は、外資系の企業誘致や新産業創出に取り組む同機構への財政支援に約1億1千万円の 予算措置を行った。(平成7年度)
- ・(財)阪神・淡路復興推進機構の主な実施事業は、以下のとおり。
- (1) 重点プロジェクトの実現に向けた調査・研究

外国企業の立地促進調査

復興計画の先導プロジェクトの総合調整

神戸東部新都心や尼崎臨海西部などの地域産業振興方策の調査・研究

震災地区産業高度化システム開発実証事業

ひょうご百名所づくり事業

(2)セミナー・イベント

内外企業の誘致・投資促進セミナー 地域の既存産業の高度化・体力強化

復興の起爆剤となるイベントの展開

(3)情報収集・発信

復興情報番組等の企画

産業復興フォローアップ調査(企業アンケート調査等)

被災した商業施設の復興のために、「災害復旧高度化事業」を活用した商店街等の基盤施設整備への支援等を行うとともに、商店街等が行う高齢化や環境問題などコミュニティ機能等を高めるソフト事業への支援や、各種のイベントの開催、空き店舗を活用したチャレンジショップなど、まちのにぎわいや活力を取り戻すための取り組みへの支援を行った。[『阪神・淡路震災復興計画最終3か年推進プログラム』兵庫県,p28]

阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果

《金融支援》

緊急災害復旧資金、緊急特別資金 (震災貸付)の受付・貸付状況[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p197-198] [『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局,p242-243]

- ・2月15日、緊急災害復旧資金、緊急特別資金(震災貸付)の受付開始に伴い、金融課には、被災中小企業者、取扱金融機関等からの問い合わせが殺到し、3月6日の週には、県・神戸市あわせて約3,000件を超える申し込みがあった。
- ・以後、6月末の申し込み締め切りまでに週約1,900件の申し込みが続き、兵庫県信用保証協会では、保証審査の処理に追われ、申し込みから保証承諾まで1ヶ月以上を要するという状態が続いた。
- ・6月末で申し込みを終了した結果、県・市の緊急災害復旧資金の申し込みは35,555件、4,701億円、 融資実績は33,551件、4,222億円となった。
- ・「緊急特別資金」の融資対象者の拡大に関する実績は、平成7年度において4,631件、57,320,375千円。
- ・震災復旧緊急特別資金等の貸付実績は、下表のとおり。

(単位:件・百万円)

		(1141	11 11/3/3/
	県・市	件数	金額
緊急災害復旧資金	兵庫県	23,443	304,039
	神戸市	10,108	118,131
小計		33,551	422,170
緊急特別資金	兵庫県	4,631	57,320
	神戸市	1,182	13,404
小計		5,813	70,724
小計 (+)		39,364	492,894
その他の市町村の	尼崎市	3,064	19,319
災害復旧貸付	西宮市	3,042	19,777
	芦屋市	295	1,936
	伊丹市	722	3,411
	宝塚市	936	6,830
	川西市	146	838
	加古川市	29	263
	姫路市	43	387
小計		8,277	52,761
合計(+)		47,641	545,655

○緊急災害復旧資金にかかる利子補給(復興基金事業)

・県・神戸市で創設する緊急災害復旧資金借入れに対する利子補給を実施した。

・対象: 事業所の建物が全・半壊した者

・利子補給対象限度額:2000万円(政府系中小企業金融機関の災害復旧貸付制度とあわせ

た融資額のうち、2,000万円以下の部分)

・利子補給期間 : 3年間(市民税の法人税割及び所得割が課税されていない等の企

業は、最大7年間延長(要申請)

・利子補給率 : 2.5% (2.5% 0%)

○緊急災害復旧資金にかかる利子補給

・緊急災害復旧資金にかかる利子補給(復興基金事業)の平成7年度末実績は、24,743件、4,014,618 千円。

政府系中小企業金融機関の災害復旧貸付にかかる利子補給

- ・政府系中小企業金融機関の災害復旧貸付にかかる利子補給(復興基金事業)の平成7年度末実績は、5,749件、677,061千円。「中小企業設備近代化資金等の新規借入金にかかる償還期間の延長」[『阪神・淡路大震災における行政の対応と都民生活復興の課題』東京都政策報道室調査部,p203]
- ・標記に関する実績は、平成7年度末において31件、268,090千円。 中小商業活性化基金助成事業[『『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p200]
- ・中小商業活性化基金助成事業については、9月末で19の商店街等に助成金交付が決定した。

《相談支援》

中小企業総合相談所における相談件数[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p191-195]

- ・1月25日、中小企業総合相談所の開設日における相談件数は234件であった。
- ・平成7年1月25日から平成8年1月31日までの相談実績は下表のとおり。

173. 1 17 Jack 13 3 1 1730 1 17 John Co Think Charles 1 1860 Co 7 1										
区分		神		阪		淡路		合計		
		来所	電話	来 所	電話	来 所	電話	来 所	電話	合 計
1/25-2/16	件数	2,781	1,414	2,208	432	225	24	5,214	1,870	7,084
1/23-2/10	平均	121	62	96	19	10	1	227	82	309
2/17-3/15	件数	2,032	2,084	1,183	369	165	5	3,380	2,458	5,838
2/17-3/13	平均	75	77	44	14	9	0	128	91	220
3/16-4/26	件数	1,146	705	371	193	58	1	1,575	899	2,474
3/10-4/20	平均	27	17	11	6	2	0	40	23	63
4/27-8/31	件数	119	104	32	591	0	0	151	695	846
4/2/-0/31	平均	1	1	0	7	0	0	2	8	10
9/1-10/31	件数	21	37	3	14	0	0	24	51	75
9/1-10/31	平均	1	2	0	1	0	0	1	3	4
11/1-1/31	件数	15	31	0	0	0	0	15	31	46
11/1-1/31	平均	0.4	0.5	0	0	0	0	0.3	0.5	0.8
合計	件数	6,114	4,375	3,797	1,599	448	30	10,359	6,004	16,363
□āT	平均	21.8	15.6	13.9	5.9	1.7	0.1	37.4	21.6	59

平均とは、当該期間における1日平均の相談件数。

復興支援チームの派遣状況[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p199]

・平成7年2月27日~平成8年1月末までの復興支援チームの派遣回数は、延べ356回。

《産業復興の取り組みについて》

産業復興の状況 (「産業復興3カ年計画」等の検証) [『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局,p88]

・「阪神・淡路震災復興計画推進方策」においては、産業復興面での震災後3年間の取り組みと成果 の検証として、

生産面から見た産業活動水準は、平成9年度の純生産(建設業を除く。)が、101.7%となり、震災前の水準に回復している。分配面から見ると、個人所得が震災前の水準を上回っている(現金給与推計値:103.7%(平成9年))。消費面から見ると、大型小売店舗販売額(回復率:95.7%(平成9年・神戸市))が9割台、平均消費性向(震災前比:97.0%(平成9年度・神戸市勤労者世帯))が震災前水準に回復しつつある。

しかしながら、一部の地場産業や商業・サービス業等については、今なお厳しい状況にあり、 業種や地域、企業規模等により復興格差が存在している。特に、中小・零細規模の事業者は、 震災の被害に加え、景気回復の遅れ等の厳しい経済環境や震災前からの構造的な課題もあり厳 しい状況にある。

また、資産面の状況を見ると、兵庫県内の金融緊急機関の貸出残高(震災比:107.2%(平成9年度末))や、兵庫県信用保証協会による信用保証残高(震災比:139.5%(平成9年度末))が

増加し、震災の被害による資産減少に加え、震災後の借入金の増加などにより、企業体力の低下と、投資意欲等企業マインドの冷え込みなどの影響が未だに大きいと見られる。

市町

阪神・淡路大震災に対して取った措置

仮設店舗等の設置

- ・被災中小企業者の速やかな事業再建を推進するため、旧中小企業事業団の高度化融資制度の活用により、神戸市においては、仮設店舗、貸共同店舗等を整備し、操業の場の確保を行い、事業の立ち上がりを支援した。[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府・阪神・淡路復興対策本部事務局,p90]
- ・被災市町においては被災した商業者5人以上が共同仮設店舗を設置する場合に対する補助制度が創設され、兵庫県では、市町が補助する場合に、阪神・淡路大震災復興基金から補助する制度を創設した。[『阪神・淡路大震災復興誌(第1巻)』兵庫県・(財)21世紀ひようご創造協会,p.477]

阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果

仮設店舗の設置状況

- ・高度化資金では2団体・27店舗が、補助制度では48団体・518店舗が共同仮設住宅を建設した。[『阪神・淡路大震災復興誌 (第1巻)』 兵庫県・(財) 21世紀ひようご創造協会,p.477]
- ・仮設店舗の設置状況は、下表のとおり。[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局,p247]

設置場所	設置組合数	設置店舗数	備考
神戸市	35	410	旧中小企業事業団の高度化資金による共同仮設店舗 (菅原市場: 22店舗) の設置を含む。
西宮市	12	157	W MALL CHI OU
芦屋市	3	39	
伊丹市	1	37	
宝塚市	1	5	
淡路地域	3	22	旧中小企業事業団の高度化資金による共同仮設店舗 (五色町:5 店舗)の設置を含む。
合計	55	670	

(兵庫県調べ)

その他

阪神・淡路大震災に対して取った措置

旧中小企業事業団による金融支援

- ・2月28日、旧中小企業事業団は、災害復旧高度化事業の据え置き期間を3年から5年に、災害復旧高度化の事業計画書提出期限を1年から3年にする措置をとった(最終的には7年(平成14年1月まで)延長した。) また、既存の貸付については、罹災状況により償還期限の3年の延長を可能とした。[『阪神・淡路大震災-兵庫県の1年の記録』兵庫県,p200]
- ・また、商店街等の再建支援を図るため、商店街振興組合、事業協同組合等の共同施設(アーケード、カラー舗装等)の再建に対し、旧中小企業事業団の災害復旧高度化事業について貸付条件等に関する特例措置を講ずるとともに、国庫補助についても補助率の嵩上げ措置を講じた。[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府・阪神・淡路復興対策本部事務局,p90]

「小企業等経営改善資金融資(マル経資金)」の貸付限度額の引き下げ(国民金融公庫)[『阪神・ 淡路大震災における行政の対応と都民生活復興の課題』東京都政策報道室調査部,p204]

・概要は以下のとおり。

·融資限度額:500万円 750万円

·融資期間 :設備資金6年(据置6月) 運転資金4年(据置6月)

・金利 : 3.4%

・担保 : 無担保・無保証人(商工会議所・商工会の推薦が必要)

・申込先 : 商工会議所・商工会

資料)以上すべて「平成8年度 商工部の概要」兵庫県商工部

信用保証協会の基本財産の造成支援[『阪神・淡路大震災における行政の対応と都民生活復興の課

題』東京都政策報道室調査部,p204]

・被災中小企業者に対する信用保証を積極的に進め、震災復興に要する資金の円滑な調達に資するため、市町、金融機関と協力して信用保証協会の基本財産の造成を実施した。

日本開発銀行災害復旧融資(日本開発銀行)[『阪神・淡路大震災における行政の対応と都民生活復興の課題』東京都政策報道室調査部,p204]

・大企業への金融支援として、日本開発銀行において、電力、ガス、鉄道、通信等のライフライン の復旧、大規模小売店舗、製造業生産ライン等に対する復旧に必要な資金を対象とした、通常金 利を大幅に下回る超低利の災害復旧融資制度を創設した。

・対象事業: ライフライン復旧支援、生活基盤インフラ復旧支援、経済機能復旧支援等を目的とした大企業が行

う事業

・金利 :3.0%~3.4%

・融資比率:対象事業費の40%程度

資料)以上すべて「平成8年度 商工部の概要」兵庫県商工部

阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果

中小企業信用保険の特例に係る保証実績[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府・阪神・淡路復興対策本部事務局,p244]

	7年 3月末	8年 3月末	9年 3月末	10年 3月末	11年 3月末	合計
件数	6,305	47,869	428	243	276	55,121
金額(百万円)	77,589	564,885	4,444	1,891	1,464	650,273

日本開発銀行の災害復旧貸付の実績[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府・阪神・淡路復興対策本部 事務局,p258]

(単位:件:億円)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	合計
件数	5	40	24	19	10	7	105
金額	207	970	213	191	119	77	1,777

(注)日本開発銀行の「災害復旧貸付」については、平成11年7月31日に終了した。

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み内容とその結果

国 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み

中心市街地整備改善活性化法の制定(平成10年7月)

[中心市街地活性化推進室ホームページ (http://chushinshigaichi-go.jp/)]

・中心市街地の活性化に取り組む市町村などを強力に支援するため、平成10年7月に「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(略称:中心市街地整備改善活性化法)」が施行された

大規模小売店舗立地法(大店立地法)の制定(平成10年)

[経済産業省HP(http://www.meti.go.jp/policy/commerce distribution/contents1.html)]

・平成10年、大規模小売店舗の立地に伴う交通渋滞、騒音、廃棄物等の周辺生活環境への影響を緩和し、大型小売店と地域社会との融和を図るための制度として、建物の設置者(所有者)が、大規模小売店舗を設置しようとする場合に配慮すべき事項を中心に定めた大店立地法が制定された。

地域振興券の配布(平成11年)[『阪神・淡路大震災復興誌(第4巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p437-438]

- ・景気回復の一助とすることを目的に、政府は、15歳以下の児童と老齢福祉年金受給者などを対象 に、1人当たり2万円の「地域振興券」を配布した。
- ・兵庫県下においては、補助金の上積みや商店街連合会などのプレミアム商品券の発行、抽選券の配布など、地区により景気刺激の方策が講じられた。

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果

県

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み

災害復旧高度化事業による商業施設等の整備

- ・商店街振興組合等に対して、アーケード等の共同施設、共同店舗、店舗の設置経費等を貸付 (一般施策を被災地復旧・復興に対して予算化)。
- ・貸付条件 貸付割合90%、無利子、償還期間20年(据置期間5年以内)

商業基盤施設整備事業(当時、現在は商店街・商業集積活性化事業)

・中小小売商業振興法の認定を受けた計画に基づき商店街振興組合等が実施するアーケード、カラー舗装等の商業基盤施設の整備に対して補助(一般施策を被災地復旧・復興に対して予算化)。

· 対象組合: 商店街振興組合、事業共同組合等

・対象施設:アーケード、カラー舗装等の商業基盤施設

・補助率 : 1/2以内(国1/4、県1/4)

・限度額 : 3億円貸付条件 貸付割合90%、無利子、償還期間20年(据置期間5年以内)

中心市街地活性化基金事業

・TMO等が実施するソフト事業を支援することにより、中心市街地商業の活性化を図る。

・基金額 : 10億円

・助成事業:コンセンサス形成事業、テナントミックス管理事業、広域ソフト事業、事業設計・

システム開発事業

・補助率 : 9/10

商店街競争力強化基金事業

・商店街・小売市場等が競争力強化のために行うソフト事業を支援することにより中小商業の活性 化を図る。

・基金額 : 41億円

・助成事業:まちづくり計画策定事業、高齢者・障害者対応、環境保全・リサイクル促進、テナ

ントミックス、商店街の個性の創出・発展等

・補助率 : 事業内容による(計画策定、システム構築、実験事業3/4、調査事業3/5、その

他1/2)

空き店舗活用支援事業

・地域住民の生活利便を増進する生活支援事業を行うグループや空き店舗等利用して事業を展開する商業者等に対して補助する。

・補助率 : 生活支援事業 1 / 2、テナントミックス、ミニチャレンジショップ事業 1 / 3、コミ

ユニティ施設活用 2 / 3

・補助額 : 生活支援、ミニチャレンジショップ1年目3,000千円、2年目1,500千円、テナント

ミックス事業500千円、コミュニティ施設活用7,000千円

やる気商店街・小売市場活性化支援事業

・意欲の高い商店街等が取り組む活性化プラン作りや地域と一体となったイベント開催、先導的な活性化事業に対して補助(14年度以前は商店街元気アップ事業、商店街等活性化先導事業として実施)。

・補助率 : プラン策定 1/2、イベント 1/3、先導的事業 2/3

・補助額 : プラン策定 200千円、イベント 500千円、先導的事業 7,000千円

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果

災害復旧高度化事業による商業施設等の整備

・平成7~15年度累計 58件 10,209百万円

商業基盤施設整備事業(当時、現在は商店街・商業集積活性化事業)

- ・平成7~15年度累計 34件 4,236百万円中心市街地活性化基金事業
- ・平成 1 1 ~ 1 5 年度実績 5 7 件 126百万円 商店街競争力強化基金事業
- ・平成12~15年度実績 44件 82百万円 空き店舗活用支援事業
- ・平成13~15年度実績 68件 76百万円 やる気商店街・小売市場活性化支援事業
- ·平成11~15年度実績 437件 165百万円

(14年度以前は商店街元気アップ事業、商店街等活性化先導事業として実施)

市町|阪神・流

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果

その他

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み

東京都「仮設市街地」に関する検討[『都市復興マニュアル(平成9年)』東京都][『震災復興マニュアル(平成16年)』東京都]

- ・東京都は、平成9年「都市復興マニュアル」をまとめ、は仮設市街地を「暫定的な生活の場として 被災市街地に形成される応急仮設住宅、自力仮設住宅、仮設店舗・事務所及び残存する利用可能な 建築物からなる市街地」と定義した。このマニュアルでは、仮設市街地の構想を示したものであ り、計画概念の域を出ないものであった。
- ・平成16年には、都市復興マニュアルと生活復興マニュアルとを統合して「震災復興マニュアル」に改訂。そこでは時限的市街地(仮設市街地の名称を変更)づくりを、その後の計画的な市街地復興につなげる復興段階の一ステップとして位置づけた。また、復興まちづくり組織としての地域復興協議会が立ち上がった地区を「協働復興地区」として指定し、その指定地区において、「時限的市街地づくりと、復興まちづくり計画」への多面的な支援を行うこととした。

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果

これまでの各方面からの指摘事項

発災10日後の1月27日、対面2車線規制にて全線開通するに至った。「間欠交通」のため、交通容量は従前の6車線交通の1/3程度の約3万台/日と算定した。しかし、全面復旧のようなマスコミ報道がなされたことから、車両が殺到して大渋滞となり、その後やや落ち着いたものの、終日20kmに及ぶ渋滞が発生した。(宮内昭征「都市間高速道路の交通の確保について」『交通工学 Vol.30増刊号』交通工学研究会)

都心業務地区の復興が停滞すると、集積のメカニズムが機能しなくなり、産業コミュニティの弱体化、ひいては都市型産業の活動を制約することとなる。つまり、中小ビルの経営が悪くなると、中小企業やベンチャー企業の活動の場が制約され、不動産業(ビル賃貸業)の成長が鈍化すると、不動産関連サービス業(清掃業、警備業、各種の事業所サービス業)の成長も遅れてくる。都市業務地区の復興は、地域経済と極めて密接に結びついており、個々のオフィスの復興というに留まらず、地域経済全体の復興・活性化に大きく関わる問題である。震災後3年、業務機能の受け皿としてのハード面では、震災で失われたものに見合うオフィスの供給が見込まれるところまで戻っている。今後の課題は、被災したオフィスビルを再建すること、あるいは震災で神戸を離れた事務所の神戸への復帰を促すだけでなく、神戸の産業経済の活性化、重要な産業インフラとしての都心業務地区の復興・活性化をいかに図っていくかという視点で、復興の枠組みを考える必要がある。(『阪神・淡路大震災復興誌(第3巻)』((財) 阪神・淡路大震災記念協会))

大震災から三週間後の2月9日、村山富市首相(当時)は記者会見で復旧・復興対策を発表し、その中で「中小企業者の立ち直りは、復興の重要な鍵」と表明し、実質無利子融資や共同仮設店舗への助成、仮設工場建設、復興支援工場など従来の災害対策の枠を広げる制度も実現したが、すべての事業者が活用できる内容ではなかった。また、活用できた被災業者も、地域経済・社会の変貌によって新たな負担を強いられる場合が多数生まれた。それは、第一に中小企業者重視の看板とは裏腹に、実際の行政施策のメインは大型プロジェクトであり、中小商工業者にはその下でのおこぼれ的な事業再建の道しか示されなかったこと、第二に復興都市計画で端的に現れたように、地域社会と住民生活再建の計画にその地域の主人公である被災者を参画さ

せず、そして被災中小商工業者の再建を位置づけさえしなかったこと、第三に、政府が、被災者の切実な願いである個人補償・公的支援に背を向け、被災事業者への個別対策はすべて「貸し付け」制度、つまり財産や資産を失った者にさらに「負債」を背負い込ませるという対応に終始したことなどによって、被災事業者対策全体が新たな整理沙汰のフィルターともなってしまったからであった。(勝部志郎「中小商工業者の立ち上がりに何が必要か」『大震災100の教訓』塩崎賢明・西川榮一・出口俊一・兵庫県震災復興研究センター編)『阪神・淡路大震災復興誌(第4巻)』((財)阪神・淡路大震災記念協会)では、商店街・小売市場の再開を阻む要因として、以下を指摘している。

- ・神戸市の発表によると、時の経過とともに商店街・小売市場の営業再開店舗は増え、震災の半年後は64.9%、1年後には、75.9%、2年後には81.1%の店舗が営業を再開したことになっている。さらに、2年半後の調査では82.5%で、1.4ポイントの微増となっている。
- ・営業再開を阻む第一の要因は、震災による店舗被害の大きさが挙げられる。これは、震災の被害の大きい区ほど 再開率は低い。震災後2年半を経た時点でも、全損店舗のうち半数以上は営業未再開という状況にある。再建に は多大の資金を要し、中小商業者に思い負担となっていることは言うまでもない。担保力の弱い中小商業者に対 する金融機関の貸し渋りは、資金調達を一層困難なものとさせた。さらに震災後発表された都市計画案と地元住 民との調整がつかず、土地区画整理事業の進行が遅れている地区もある。
- ・第二の要因として考えられるのが、やはり周辺人口の減少である。地震直前の95年1月1日現在の県下市区町村の人口を100とした場合、95年9月1日現在の増減指数は灘区が91.2、長田区が91.5、東灘区が91.9、兵庫区が93.6と大幅に減少している。その他、芦屋市の94.2、西宮市の95.8などいずれも被害の大きかった市である。同年10月1日には国勢調査があり、各地区とも住民基本台帳による推計人口よりさらに大幅に減少している。このことは、大型店に比べて商圏規模の小さな商店街・小売市場の営業再開に影を落としている。
- ・第三の要因は、規制緩和の影響が挙げられる。店舗被害の大きかった長田区や灘区は競合する大型店が少なく、被災商店の再開意欲を高め、それに対して、中央区や東灘区では大規模小売店舗の比率が高く、商店街・小売市場の営業再開を躊躇させたのではないか。さらに大型店の出店規制の緩和などで、休業日数の短縮や閉店時間の延長など大型店の営業対策が中小小売店の経営を悪化させ、見通しの不透明さから店主の高齢化、後継者などの理由で震災を機に廃業に踏み切るところもあったと推測される。

資料:『阪神・淡路大震災復興誌(第4巻)』((財)阪神・淡路大震災記念協会)より抜粋

地域商業の復興が難しいのは、周辺人口の回復などまちづくりと一体でなければ操業環境が整わないことであり、単に商工政策だけで復興を考えることができないことである。・・・(中略)・・・元来平時に土地等の権利者と公益のバランスをとりながらまちづくりを進める都市計画事業はある程度期間がかかることが想定されており、震災により面的な被害を受けた地域の産業を復興するのに要求されるスピードとはずれが生じている。(『神戸市震災復興総括・検証 経済・港湾・文化分野 報告書』震災復興総括検証研究会)

『震災復興対策の法制度に関する提案』(東京都震災復興検討委員会小委員会)では、応急仮設の店舗・事業 所等の供給に関して、以下の制度上の問題点を指摘している。

現行法制度上の問題点

- (1)災害救助法では、収容施設として仮設住宅は救助活動として位置付けられているが、仮設の店舗や事業所は含まれていない。
- (2)中小企業者が、仮設の店舗や事業所等を建設する場合は、被災地の面的整備事業が終了した時点で、再度恒久的施設を建設することになり、負担が二重になる。
- (3)土地区画整理事業などでは、事業用仮設施設として店舗や事業所の建設が可能であるが、事業決定が必要である。なお、阪神淡路大震災では、運用で都市計画決定時から事業用仮設の設置が認められた。

【参考】

- ・「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」では、「国は、都道府県が、激甚災害を受けた事業協同組合等が設置した共同施設の災害普及事業に要する経費の3/4以上を補助する場合、2/3を補助する。」と定めている。しかし、協同組合が建設する応急仮設の共同施設の建設や個々の中小企業者が建設する仮設の店舗や事業所等に対する補助規定はない。
- ・中小企業総合事業団や政府系金融機関による融資は可能であるが、仮設の店舗や事業所等を建設する場合は、被災地の面的整備事業が終了した時点で自力で恒久的な施設を建設することになり、負担が二重になるため融資を受けることは難しい。

資料:『震災復興対策の法制度に関する提案』(東京都震災復興検討委員会小委員会)より抜粋

平成7年1月17日発生した阪神・淡路大震災はあらゆる産業に被害をもたらしたが、商店街と並んで小売市場はとりわけ甚大であった。神戸市の小売市場はその71%が昭和29年以前にできたもので、震災前には50年以上の年月を経ており、老朽化した木造建築が多かったためでもある。その後、小売市場の複旧・復興に向けた様々な取り組みがなされてきたが、店舗共同化を行い再建した市場が見られる一方、平成14年の時点で、神戸市経済局が被害大と認定した41市場のうち21市場が解散している。(大西一嘉、濱口善胤、藤原祥子「神戸市における震災後の小売市場複興に関する研究」2003年地域安全学会論文集)

課題の整理

(特に中小・零細企業に対する)資金援助のあり方に関する検討(個人補償・公的支援の導入に関する検討など)

事業再開支援のあり方に関する検討(事業再開に伴う販促支援など支援制度の充実)

仮設店舗の設置に対する支援のあり方に関する検討

商圏人口の回復

113土地区画整理事業の実施、114都市再開発事業の実施を参照

今後の考え方など

○国の被災中小・零細企業に対する資金支援として、政府系中小企業金融機関による別枠での融資、保証協会による別枠での保証を行い、また融資についてはその利率の引き下げ措置、自治体と共同して行う利子補給による無利子化を行い、必要に応じてこれらの対策を継続して実施してきたところ。今後も、こうした対策を基本として、中小企業支援の実施を検討。(経済産業省)

復興10年総括検証においても商店街・小売市場が抱える構造的課題の克服などについての提言がなされている。(兵庫県)

地域コミュニティの核となる商店街・小売市場の復興にあたっては、ただ単に商店を建て直すだけでなく、 周辺に住民が戻り流通が成り立つ環境を、まちづくりと一体となって整備する必要があるとの考えから、引 き続き地域特性を活かした集客力ある商店街・小売市場づくりを目指して、商店街・小売市場の取り組みに 対してハード・ソフト両面から支援を行っていく。

具体的には、アーチ・アーケードや防犯カメラシステム等の設置といった商業基盤施設の整備をはじめ、 地域の賑わいづくりや集客力拡大のため商店街・小売市場が行うふれあいイベントの開催経費の助成のほか、 空き店舗等を活用する必要な新規開業者を誘致したり、コミュニティ形成に寄与する施設を設置・運営する 場合に、商業者の負担する貸借料の一部を助成するなど商店街・小売市場の活性化に向けた様々な取り組み に対して支援を行っている。今後も商店街・小売市場が主体となって行う地域の活性化に貢献する様々な活 動を支援していく考えである。(神戸市)

中小企業の多い都市として、上記課題を踏まえて検討していく。(尼崎市)